

第 1 回嬉野市議会定例会  
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議案資料名	頁
1	【新旧対照表】行政嘱託員制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例	1
2	【新旧対照表】水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例	2
7	【新旧対照表】嬉野市人権尊重に関する条例の一部を改正する条例	4
8	【新旧対照表】嬉野市行政不服審査関係手数料条例及び嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	6
9	【新旧対照表】嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例	8
10	【新旧対照表】嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	9
11	【新旧対照表】嬉野市手数料条例の一部を改正する条例	10
12	【新旧対照表】嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	12
13	【新旧対照表】嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例	18
14	【新旧対照表】嬉野市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例	26
15	【新旧対照表】【平面図】嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例	27

【新旧対照表】行政嘱託員制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

【第1条関係】嬉野市高齢者保健福祉計画策定委員会条例の一部改正

改正案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる機関、団体等から推薦された者及び募集に応じた市民のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>嬉野市行政区長会</u></p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる機関、団体等から推薦された者及び募集に応じた市民のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>嬉野市行政嘱託員会</u></p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>3 (略)</p>

【第2条関係】嬉野市健康づくり推進協議会条例の一部改正

改正案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>行政区長</u>の代表者</p> <p>(6)～(1,2) (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>行政嘱託員</u>の代表者</p> <p>(6)～(1,2) (略)</p>

【第3条関係】嬉野市農業振興地域整備計画推進協議会条例の一部改正

改正案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、学識経験を有する者並びに次に掲げる団体及び機関が推薦する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>嬉野市行政区長会</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、学識経験を有する者並びに次に掲げる団体及び機関が推薦する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>嬉野市行政嘱託員会</u></p> <p>(6) (略)</p>

【新旧対照表】水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

【第1条関係】嬉野市職員定数条例の一部改正

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局に常時勤務する一般職に属する職員をいう。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>192人</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局並びに水道事業に常時勤務する一般職に属する職員をいう。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>184人</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 水道事業の職員 8人</u></p>

【第2条関係】嬉野市下水道条例の一部改正

改正案	現行																												
<p>(加入者負担金の納付)</p> <p>第5条 排水設備の設置を行おうとする者（以下「加入者」という。）は、次の表に定めるところにより、加入者負担金（以下「負担金」という。）を納付しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">加入者の区分</th> <th colspan="3">負担金の額</th> </tr> <tr> <th>均等割</th> <th>面積割</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般家庭</td> <td>敷地面積300平方メートル以下</td> <td>敷地面積300平方メートルを超える部分につき1平方メートル</td> <td>(1) 一般家庭 事業所等以外の者 (2) 事業所等 水道水の使用者にあつては水道メーター口径25ミリメートル以上の使用者。ただし、加入対象の建物を主に自己居住用として</td> </tr> <tr> <td>敷地面積300平方メートル以下</td> <td>敷地面積300平方メートルを超える部分につき1平方メートル</td> <td>(1) 一般家庭 事業所等以外の者 (2) 事業所等 嬉野市水道事業の使用者にあつては水道メーター口径25ミリメートル以上の使用者。ただし、加入対象の建物を主に自己居住用</td> </tr> </tbody> </table>	加入者の区分	負担金の額			均等割	面積割	備考	一般家庭	敷地面積300平方メートル以下	敷地面積300平方メートルを超える部分につき1平方メートル	(1) 一般家庭 事業所等以外の者 (2) 事業所等 水道水の使用者にあつては水道メーター口径25ミリメートル以上の使用者。ただし、加入対象の建物を主に自己居住用として	敷地面積300平方メートル以下	敷地面積300平方メートルを超える部分につき1平方メートル	(1) 一般家庭 事業所等以外の者 (2) 事業所等 嬉野市水道事業の使用者にあつては水道メーター口径25ミリメートル以上の使用者。ただし、加入対象の建物を主に自己居住用	<p>(加入者負担金の納付)</p> <p>第5条 排水設備の設置を行おうとする者（以下「加入者」という。）は、次の表に定めるところにより、加入者負担金（以下「負担金」という。）を納付しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">加入者の区分</th> <th colspan="3">負担金の額</th> </tr> <tr> <th>均等割</th> <th>面積割</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般家庭</td> <td>敷地面積300平方メートル以下</td> <td>敷地面積300平方メートルを超える部分につき1平方メートル</td> <td>(1) 一般家庭 事業所等以外の者 (2) 事業所等 嬉野市水道事業の使用者にあつては水道メーター口径25ミリメートル以上の使用者。ただし、加入対象の建物を主に自己居住用</td> </tr> <tr> <td>敷地面積300平方メートル以下</td> <td>敷地面積300平方メートルを超える部分につき1平方メートル</td> <td>(1) 一般家庭 事業所等以外の者 (2) 事業所等 嬉野市水道事業の使用者にあつては水道メーター口径25ミリメートル以上の使用者。ただし、加入対象の建物を主に自己居住用</td> </tr> </tbody> </table>	加入者の区分	負担金の額			均等割	面積割	備考	一般家庭	敷地面積300平方メートル以下	敷地面積300平方メートルを超える部分につき1平方メートル	(1) 一般家庭 事業所等以外の者 (2) 事業所等 嬉野市水道事業の使用者にあつては水道メーター口径25ミリメートル以上の使用者。ただし、加入対象の建物を主に自己居住用	敷地面積300平方メートル以下	敷地面積300平方メートルを超える部分につき1平方メートル	(1) 一般家庭 事業所等以外の者 (2) 事業所等 嬉野市水道事業の使用者にあつては水道メーター口径25ミリメートル以上の使用者。ただし、加入対象の建物を主に自己居住用
加入者の区分		負担金の額																											
	均等割	面積割	備考																										
一般家庭	敷地面積300平方メートル以下	敷地面積300平方メートルを超える部分につき1平方メートル	(1) 一般家庭 事業所等以外の者 (2) 事業所等 水道水の使用者にあつては水道メーター口径25ミリメートル以上の使用者。ただし、加入対象の建物を主に自己居住用として																										
	敷地面積300平方メートル以下	敷地面積300平方メートルを超える部分につき1平方メートル	(1) 一般家庭 事業所等以外の者 (2) 事業所等 嬉野市水道事業の使用者にあつては水道メーター口径25ミリメートル以上の使用者。ただし、加入対象の建物を主に自己居住用																										
加入者の区分	負担金の額																												
	均等割	面積割	備考																										
一般家庭	敷地面積300平方メートル以下	敷地面積300平方メートルを超える部分につき1平方メートル	(1) 一般家庭 事業所等以外の者 (2) 事業所等 嬉野市水道事業の使用者にあつては水道メーター口径25ミリメートル以上の使用者。ただし、加入対象の建物を主に自己居住用																										
	敷地面積300平方メートル以下	敷地面積300平方メートルを超える部分につき1平方メートル	(1) 一般家庭 事業所等以外の者 (2) 事業所等 嬉野市水道事業の使用者にあつては水道メーター口径25ミリメートル以上の使用者。ただし、加入対象の建物を主に自己居住用																										

		トルにつき2 30円	使用している場合は 一般家庭とみなし、水道メーター口径25			トルにつき2 30円	として使用している 場合は一般家庭とみなし、水道メーター口径25
事業所等	敷地面積650平方メートル以下	敷地面積650平方メートルを超える部分につき1平方メートルにつき230円	ミリメートル未満であっても1区内5戸以上の賃貸住宅及び30人以上の収容人員がある宿泊施設は事業所等とみなす。	事業所等	敷地面積650平方メートル以下	敷地面積650平方メートルを超える部分につき1平方メートルにつき230円	径25ミリメートル未満であっても1区内5戸以上の賃貸住宅及び30人以上の収容人員がある宿泊施設は事業所等とみなす。
2 専ら井戸水等水道水以外の水を使用している場合又は水道水と併用している場合における加入者の区分は、調査に基づいて市長が決定する。				2 専ら井戸水等嬉野市水道事業以外の水を使用している場合又は嬉野市水道事業の水と併用している場合における加入者の区分は、調査に基づいて市長が決定する。			
3～6 (略)				3～6 (略)			

【新旧対照表】嬉野市人権尊重に関する条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>すべての人間が固有の尊厳を有し、かつ、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念とするところである。</p> <p>かかる理念を社会において実現することは、私たちすべての願いであり、また責務である。</p> <p>しかし、今日もなお、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、<u>障がい</u>等に起因する人権に関する様々な課題が存在している。</p> <p>私たち一人ひとりが権利を行使するに当たっては、自らが社会の構成員としての責任を自覚し、かつ、他者の人権の尊重を念頭に置くべきであるという道理を、より一層浸透させて、命の尊さや人間の尊厳を認識し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することが、今こそ必要とされている。</p> <p><u>国は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」及び「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）」を制定しており、嬉野市においても、人権尊重を推進するための更なる取組が求められている。</u></p> <p>私たち一人ひとりが、人権尊重の社会を実現するために、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。</p> <p>（市の責務）</p> <p>第2条 市は、人権の尊重に関する市民相互の理解を深めるため、<u>国、県、関係機関及び関係団体と連携協力し、市政のあらゆる分野において教育及び啓発に努めるとともに、人権</u></p>	<p>すべての人間が固有の尊厳を有し、かつ、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念とするところである。</p> <p>かかる理念を社会において実現することは、私たちすべての願いであり、また責務である。</p> <p>しかし、今日もなお、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、<u>障害があること</u>等に起因する人権に関する様々な課題が存在している。</p> <p>私たち一人ひとりが権利を行使するに当たっては、自らが社会の構成員としての責任を自覚し、かつ、他者の人権の尊重を念頭に置くべきであるという道理を、より一層浸透させて、命の尊さや人間の尊厳を認識し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することが、今こそ必要とされている。</p> <p>私たち一人ひとりが、人権尊重の社会を実現するために、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。</p> <p>（市の責務）</p> <p>第2条 市は、人権の尊重に関する市民相互の理解を深めるため、<u>国及び県と連携協力し、市政のあらゆる分野において教育及び啓発に努めるとともに、人権尊重の社会の実現に</u></p>

尊重の社会の実現に必要な施策を推進するものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、国、県、関係機関及び関係団体との連携協力を強化し、人権・同和教育及び啓発活動を充実することにより、人権尊重の社会の実現の社会的環境の醸成を促進するものとする。

必要な施策を推進するものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、国、県、関係機関及び関係団体との連携協力を強化し、人権教育及び啓発活動を充実することにより、人権尊重の社会の実現の社会的環境の醸成を促進するものとする。

【新旧対照表】嬉野市行政不服審査関係手数料条例及び嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

【第1条関係】嬉野市行政不服審査関係手数料条例の一部改正

改正案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
交付の方法	手数料の額		備考	交付の方法	手数料の額		備考
1 対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円	両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。	1 対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円	両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
2 対象電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円	両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。	2 対象電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円	両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
3 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法</u>	1の項又は2の項に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）	1枚につき10円	1の項又は2の項に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法	3 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法</u>	1の項又は2の項に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）	1枚につき10円	1の項又は2の項に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法
備考 1 この表において「対象書面等」とは、				備考 1 この表において「対象書面等」とは、			



<p>法第38条第1項に規定する書面又は書類をいい、「対象電磁的記録」とは、同項に規定する電磁的記録をいう。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番（以下単に「A列3番」という。）以内とする。</p> <p>3 用紙の両面に複写する場合については、片面を1枚として計算する。</p> <p>4 乾式複写機により写しを作成する場合でA列3番を超えるものについては、A列3番による用紙を用いたものとした場合に必要となる枚数に換算して金額を算定するものとする。</p>	<p>法第38条第1項に規定する書面又は書類をいい、「対象電磁的記録」とは、同項に規定する電磁的記録をいう。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番（以下単に「A列3番」という。）以内とする。</p> <p>3 用紙の両面に複写する場合については、片面を1枚として計算する。</p> <p>4 乾式複写機により写しを作成する場合でA列3番を超えるものについては、A列3番による用紙を用いたものとした場合に必要となる枚数に換算して金額を算定するものとする。</p>
---	---

【第2条関係】 嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

改正案	現 行
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p>3～5 (略)</p>

【新旧対照表】嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>(印鑑登録の資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(登録印鑑の規制)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載<u>(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))</u>をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 印鑑票の印影以外の事項については、磁気ディスクをもって調製する。</p>	<p>(印鑑登録の資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p> <p>(登録印鑑の規制)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 印鑑票の印影以外の事項については、磁気ディスク<u>(これに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))</u>をもって調製する。</p>

【新旧対照表】嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>(夏季休暇)</p> <p>第14条 職員が、夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図るために休暇を請求した場合には、<u>6月1日から10月31日</u>までの間に、原則として連続する<u>5日</u>の範囲内の期間の休暇を与えることができる。</p>	<p>(夏季休暇)</p> <p>第14条 職員が、夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図るために休暇を請求した場合には、<u>7月1日から9月30日</u>までの間に、原則として連続する<u>3日</u>の範囲内の期間の休暇を与えることができる。</p>

【新旧対照表】嬉野市手数料条例の一部を改正する条例

改正案				現 行			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
	手数料の種類	手数料の額			手数料の種類	手数料の額	
1	住民票の写し	1 件に つき	3 0 0 円	1	住民票の写し	1 件に つき	3 0 0 円
2	住民票の広域交付	1 枚に つき	3 0 0 円	2	住民票の広域交付	1 枚に つき	3 0 0 円
3	個人番号の通知カード再交付	1 枚に つき	5 0 0 円	3	個人番号の通知カード再交付	1 枚に つき	5 0 0 円
4	個人番号カード再交付	1 枚に つき	8 0 0 円	4	個人番号カード再交付	1 枚に つき	8 0 0 円
5	戸籍の附票の写し	1 件に つき	3 0 0 円	5	戸籍の附票の写し	1 件に つき	3 0 0 円
6	住民票記載事項証明	1 枚に つき	3 0 0 円	6	住民票記載事項証明	1 枚に つき	3 0 0 円
7	住民基本台帳の閲覧	1 件に つき	3 0 0 円	7	住民基本台帳の閲覧	1 件に つき	3 0 0 円
8	身分に関する証明	1 枚に つき	3 0 0 円	8	身分に関する証明	1 枚に つき	3 0 0 円
9	印鑑登録証明	1 枚に つき	3 0 0 円	9	印鑑登録証明	1 枚に つき	3 0 0 円
10	印鑑登録証（再登録）	1 枚に つき	5 0 0 円	10	印鑑登録証（再登録）	1 枚に つき	5 0 0 円
11	所得証明	1 件に つき	3 0 0 円	11	所得証明	1 件に つき	3 0 0 円
12	課税証明	1 件に つき	3 0 0 円	12	課税証明	1 件に つき	3 0 0 円
13	納税証明（住民税・固定資産税・国民健康保険税）	1 件に つき	3 0 0 円	13	納税証明（住民税・固定資産税・国民健康保険税）	1 件に つき	3 0 0 円
14	納税証明（法人住民税）	1 枚に つき	3 0 0 円	14	納税証明（法人住民税）	1 枚に つき	3 0 0 円
15	納税証明（法人固定資産税）	1 枚に つき	3 0 0 円	15	納税証明（法人固定資産税）	1 枚に つき	3 0 0 円
16	営業証明（法人）	1 枚に つき	3 0 0 円	16	営業証明（法人）	1 枚に つき	3 0 0 円

17	土地証明(評価・公課)(1枚に5筆まで記入)	1枚につき	300円
18	家屋証明(評価・公課)(1枚に5棟まで記入)	1枚につき	300円
19	資産証明	1枚につき	300円
20	名寄せ帳の写し	1枚につき	300円
21	軽自動車標識再交付弁償金	1枚につき	150円
22	認可地縁団体印鑑登録証明	1枚につき	300円
23	認可地縁団体に関する証明	1枚につき	300円
24	その他諸証明	1件につき	300円

別表第3 (第2条関係)

手数料の種類		手数料の額	
1	公簿又は図面の閲覧	1件につき	300円
2	公簿又は図面の写しの交付	座標値1筆につき	300円
		基準点1点につき	
		図根点1路線につき	
		その他1枚につき	

17	土地証明(評価・公課)(1枚に5筆まで記入)	1枚につき	300円
18	家屋証明(評価・公課)(1枚に5棟まで記入)	1枚につき	300円
19	資産証明	1枚につき	300円
20	土地台帳閲覧(1枚に5筆まで記入)	1枚につき	300円
21	名寄せ帳の写し	1枚につき	300円
22	軽自動車標識再交付弁償金	1枚につき	150円
23	認可地縁団体印鑑登録証明	1枚につき	300円
24	認可地縁団体に関する証明	1枚につき	300円
25	その他諸証明	1件につき	300円

別表第3 (第2条関係)

手数料の種類		手数料の額	
1	公簿又は図面の閲覧	1件につき	300円
2	公簿又は図面の写しの交付	1枚につき	300円
3	航空写真図又は地番図付航空写真図の閲覧	1件につき	300円
4	航空写真図の交付	1枚につき	700円
5	地番図付航空写真図の交付	1枚につき	1,000円
6	地籍集成図の写しの交付	1枚につき	800円

【新旧対照表】嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>1.00分の10.15</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,900円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>1.00分の10.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する</p>

被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯  
40,600円

(2) 特定世帯 20,300円

(3) 特定継続世帯 30,450円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.95を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,600円

(2) 特定世帯 5,300円

(3) 特定継続世帯 7,950円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.47を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、

被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯  
38,600円

(2) 特定世帯 19,300円

(3) 特定継続世帯 28,950円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について5,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,200円

(2) 特定世帯 4,100円

(3) 特定継続世帯 6,150円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、

介護納付金課税被保険者1人について9, 900円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5, 500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について18, 130円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 28, 420円

(イ) 特定世帯 14, 210円

(ウ) 特定継続世帯 21, 315円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等

介護納付金課税被保険者1人について9, 400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5, 100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について18, 270円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 27, 020円

(イ) 特定世帯 13, 510円

(ウ) 特定継続世帯 20, 265円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等



割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,620円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,420円

(イ) 特定世帯 3,710円

(ウ) 特定継続世帯 5,565円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,930円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,850円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について12,950円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 20,300円

(イ) 特定世帯 10,150円

(ウ) 特定継続世帯 15,225円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期

割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,780円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,740円

(イ) 特定世帯 2,870円

(ウ) 特定継続世帯 4,305円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,580円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,570円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について13,050円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 19,300円

(イ) 特定世帯 9,650円

(ウ) 特定継続世帯 14,475円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期

高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,300円

(イ) 特定世帯 2,650円

(ウ) 特定継続世帯 3,975円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,950円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,750円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,180円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,120円

(イ) 特定世帯 4,060円

(ウ) 特定継続世帯 6,090円

高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,100円

(イ) 特定世帯 2,050円

(ウ) 特定継続世帯 3,075円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,550円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,220円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,720円

(イ) 特定世帯 3,860円

(ウ) 特定継続世帯 5,790円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,320円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,120円

（イ） 特定世帯 1,060円

（ウ） 特定継続世帯 1,590円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,980円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,100円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,080円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,640円

（イ） 特定世帯 820円

（ウ） 特定継続世帯 1,230円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,880円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,020円

【新旧対照表】嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例

改正案	現 行																										
(名称及び位置)	(名称及び位置)																										
第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嬉野市中央体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿 乙1515番地</td> </tr> <tr> <td>不動ふれあい体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字不動 山甲1326番地</td> </tr> <tr> <td>吉田地区運動広場</td> <td>嬉野市嬉野町大字吉田 甲4031番地 他</td> </tr> <tr> <td>嬉野ゲートボール場</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿 乙1125番地1 他</td> </tr> <tr> <td>大野原運動広場</td> <td>嬉野市嬉野町大字岩屋 川内丙425番地11 他</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	嬉野市中央体育館	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1515番地	不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動 山甲1326番地	吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田 甲4031番地 他	嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1125番地1 他	大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋 川内丙425番地11 他	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嬉野市体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿 乙1541番地</td> </tr> <tr> <td>嬉野市中央体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿 乙1515番地</td> </tr> <tr> <td>不動ふれあい体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字不動 山甲1326番地</td> </tr> <tr> <td>吉田地区運動広場</td> <td>嬉野市嬉野町大字吉田 甲4031番地 他</td> </tr> <tr> <td>嬉野ゲートボール場</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿 乙1125番地1 他</td> </tr> <tr> <td>大野原運動広場</td> <td>嬉野市嬉野町大字岩屋 川内丙425番地11 他</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1541番地	嬉野市中央体育館	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1515番地	不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動 山甲1326番地	吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田 甲4031番地 他	嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1125番地1 他	大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋 川内丙425番地11 他
名称	位置																										
嬉野市中央体育館	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1515番地																										
不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動 山甲1326番地																										
吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田 甲4031番地 他																										
嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1125番地1 他																										
大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋 川内丙425番地11 他																										
名称	位置																										
嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1541番地																										
嬉野市中央体育館	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1515番地																										
不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動 山甲1326番地																										
吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田 甲4031番地 他																										
嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1125番地1 他																										
大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋 川内丙425番地11 他																										
(利用の制限)	(利用の制限)																										
第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の利用を許可しない。	第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の利用を許可しない。																										
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)																										
(3) 前2号に掲げるもののほか、体育施設の管理運営上支障があるとき(天候その他の理由により、体育施設が利用に適しない場合を含む。)	(3) 前2項に掲げるもののほか、体育施設の管理運営上支障があるとき(天候その他の理由により、体育施設が利用に適しない場合を含む。)																										
(使用料)	(使用料)																										
第11条 利用者は、別表第1及び別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、生徒及び児童のみが利用する場合の占有使用料は、半額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。	第11条 利用者は、別表第1から別表第3までに定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、生徒及び児童のみが利用する場合の占有使用料は、半額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。																										

(指定管理者による管理)

第16条 体育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 (略)

(利用料金)

第19条 (略)

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3・4 (略)

(指定管理者による管理)

第16条 体育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 (略)

(利用料金)

第19条 (略)

2 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3・4 (略)

別表第1（第11条、第19条関係）

1 嬉野市体育館の催物利用に係る使用料

区分	使用料（1時間当たり）
本館 体育の催物のための利用（全面）	800円
体育の催物のための利用（半面）	400円
その他の催物のための利用	2,400円
別館 本館と併用の場合	200円
単独利用の場合	400円

備考

1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる

ものとする。

2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

3 次の各号のいずれにも該当しない者（以下この表において「市外居住者」という。）が、体育施設を占有利用する場合は、この表に定める使用料の10割増しの額とする。

(1) 市内に居住する者

(2) 市内に所在する事業所等に勤務する者

(3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生

(4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者

4 利用者が、本館の利用において入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に10割の額を加算する。

5 利用者が、その他の催物のための利用で入場料を徴収する場合は、最高入場料（税込み）に100を乗じて得た額を加算する。

6 宣伝又は営利を目的として利用する場合は、この表による使用料に20割（市外居住者が利用する場合にあっては、30割）の額を加算する。ただし、前2項の入場料を徴収する場合を除く。

## 2 嬉野市体育館の附属設備使用料

区分	使用料（1時間当たり）
舞台照明設備（一式）	500円

### 備考

1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税

の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

3 附属設備の架設、操作及び撤去は、利用者において行い、その経費は、利用者の負担とする。

3 嬉野市体育館冷暖房使用料

区分	使用料（1時間当たり）
本館	3,000円
別館	100円

備考

1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

別表第1（第11条、第19条関係）

1 嬉野市中央体育館施設使用料

区分		使用料（1時間当たり）
メインアリーナ	体育・文化のための利用（全面）	1,200円
	体育・文化のための利用（半面）	600円
	その他の利用	3,600円
トレーニング室	体育・文化のための利用	400円
	その他の利用	1,200円
研修室	体育・文化のため	200円

別表第2（第11条、第19条関係）

1 嬉野市中央体育館施設使用料

区分		使用料（1時間当たり）
メインアリーナ	体育・文化のための利用（全面）	1,200円
	体育・文化のための利用（半面）	600円
	その他の利用	3,600円
トレーニング室	体育・文化のための利用	400円
	その他の利用	1,200円
研修室	体育・文化のため	200円

	めの利用	
	その他の利用	600円
会議室	体育・文化のた めの利用	200円
	その他の利用	600円
談話室	体育・文化のた めの利用	200円
	その他の利用	600円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 次の各号のいずれにも該当しない者（以下「この表において市外居住者」という。）が、体育施設を占用利用する場合は、この表に定める使用料の10割増しの額とする。
  - (1) 市内に居住する者
  - (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
  - (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生
  - (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者
- 4 利用者が、本館の利用において入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に10割の額を

	めの利用	
	その他の利用	600円
会議室	体育・文化のた めの利用	200円
	その他の利用	600円
談話室	体育・文化のた めの利用	200円
	その他の利用	600円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 次の各号のいずれにも該当しない者（以下「この表において市外居住者」という。）が、体育施設を占用利用する場合は、この表に定める使用料の10割増しの額とする。
  - (1) 市内に居住する者
  - (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
  - (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生
  - (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者
- 4 利用者が、本館の利用において入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に10割の額を



加算する。

- 5 利用者が、その他の催物のための利用で入場料を徴収する場合は、最高入場料（税込み）に100を乗じて得た額を加算する。
- 6 宣伝又は営利を目的として利用する場合は、この表による使用料に20割（市外居住者が利用する場合にあっては、30割）の額を加算する。ただし、前2項の入場料を徴収する場合を除く。

2 嬉野市中央体育館 附属設備使用料

区分		使用料	
メインアリーナ	放送設備（一式）	1回当たり	1,000円
	舞台照明設備（一式）	1時間当たり	500円
トレーニング室	可動ステージ	1回当たり	300円
	放送設備（一式）	1回当たり	300円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 附属設備の架設、操作及び撤去は、利用者において行い、その経費は、利用者の負担とする。

3 嬉野市中央体育館 冷暖房使用料

区分	使用料（1時間当たり）
----	-------------

加算する。

- 5 利用者が、その他の催物のための利用で入場料を徴収する場合は、最高入場料（税込み）に100を乗じて得た額を加算する。
- 6 宣伝又は営利を目的として利用する場合は、この表による使用料に20割（市外居住者が利用する場合にあっては、30割）の額を加算する。ただし、前2項の入場料を徴収する場合を除く。

2 嬉野市中央体育館 附属設備使用料

区分		使用料	
メインアリーナ	放送設備（一式）	1回当たり	1,000円
	舞台照明設備（一式）	1時間当たり	500円
トレーニング室	可動ステージ	1回当たり	300円
	放送設備（一式）	1回当たり	300円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 附属設備の架設、操作及び撤去は、利用者において行い、その経費は、利用者の負担とする。

3 嬉野市中央体育館 冷暖房使用料

区分	使用料（1時間当たり）
----	-------------

メインアリーナ	3,000円
トレーニング室	500円
研修室	100円
会議室	100円
談話室	100円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

別表第2（第11条、第19条関係）

(略)

別表第3（第11条、第19条関係）

(略)

メインアリーナ	3,000円
トレーニング室	500円
研修室	100円
会議室	100円
談話室	100円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

別表第3（第11条、第19条関係）

(略)

別表第4（第11条、第19条関係）

(略)

【附則第2項関係】嬉野市中央体育館駐車場条例の一部改正

改正案		現行	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
種類	使用料	種類	使用料
一般駐車	24時間以内 300円 24時間を超えた場合24時間ごとに 300円	一般駐車	24時間以内 300円 24時間を超えた場合24時間ごとに 300円
駐車券の紛失又は破損をした場合	一般駐車 3,000円	駐車券の紛失又は破損をした場合	一般駐車 3,000円
回数（サービス）駐車券	300円券11枚 3,000円	回数（サービス）駐車券	300円券11枚 3,000円
備考		備考	
1 嬉野市中央体育館及びうれしの市民センターの利用者については、24時間		1 嬉野市中央体育館、嬉野市体育館及びうれしの市民センターの利用者につい	

以内は無料とする。

- 2 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

ては、24時間以内は無料とする。

- 2 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

【新旧対照表】嬉野市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>(部会)</p> <p><u>第8条 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。</u></p> <p><u>3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。</u></p> <p><u>4 部会長は、部会の会務を掌理し、その結果を審議会に報告する。</u></p> <p><u>5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。</u></p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 (略)</p>

【新旧対照表】嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、<u>管理運営上</u>必要な条件を付することができる。</p> <p>(利用の許可の基準)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交流館の利用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) その利用が館内において、営利を目的とするとき。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、交流館の管理運営上支障があると認められるとき。</u></p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は<u>管理運営上支障があると認めるとき</u>は、利用の許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、交流館の<u>管理運営上特に必要と認められるとき。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者のうち別表に規定する教室又は体験に参加する者<u>及び施設を使用する者</u>は、同表に定める額の使用料を納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、<u>管理上</u>必要な条件を付することができる。</p> <p>(利用の許可の基準)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交流館の利用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、交流館の管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は<u>管理上支障があると認めるとき</u>は、利用の許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、交流館の<u>管理上特に必要と認められるとき。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者のうち別表に規定する教室又は体験に参加する者は、同表に定める額の使用料を納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(手数料)</u></p> <p>第11条 市長は、<u>利用者のうち、営利を目的</u></p>

するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市が主催し、又は共催する行事に使用するとき。

(2) 国又は他の地方公共団体が公用又は公共事業の用に供するため使用するとき。

(3) 地震、火災、水害等の災害の発生により、応急収容施設として使用させるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(販売手数料)

第12条 販売手数料は、売上高の30パーセントの範囲内で市長が定める。

(指定管理者による管理)

第13条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により、交流館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条まで及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条の規定中「同表に定める額の使用料」及び第11条の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(指定管理者の指定の手続)

第14条 (略)

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が交流館の管理運営上必要と認める業務

(利用料金)

第16条 第13条第3項の規定により読み

とする活動を行う者から、手数料を徴収することができる。

2 前項の手数料の額は、その都度、市長が定めるところによる。

(指定管理者による管理)

第12条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により、交流館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条まで及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条の規定中「同表に定める額の使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(指定管理者の指定の手続)

第13条 (略)

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が交流館の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第15条 第12条第3項の規定により読み

替えて第10条第1項の規定を適用する場合は、利用者は、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 (略)

(原状回復義務)

第17条 (略)

(損害賠償)

第18条 (略)

(委任)

第19条 (略)

別表(第10条、第16条関係)

体験料	区 分	個 人	団 体	備 考	
お茶の淹れ方教室 うれしの温泉茶染め体験 茶摘み体験 釜炒り体験 茶摘み・釜炒り体験	お茶の淹れ方教室	300円 /人	200円 /人	団体は20人以上の場合	
	うれしの温泉茶染め体験	1,500円 /人	1,000円 /人		
	茶摘み体験	600円 /人	400円 /人		
	釜炒り体験	1,000円 /人	700円 /人		
	茶摘み・釜炒り体験	1,500円 /人	1,000円 /人		

施設 使用料	区 分	使用料
体験室(電源込) 研修室(電源込) 喫茶ルーム 電源利用(持込機)	体験室(電源込)	330円 /時間
	研修室(電源込)	330円 /時間
	喫茶ルーム	全体使用(開館時間内) 1,650円/時間
		全体使用(開館時間外) 2,750円/時間
		電源利用(持込機) 110円

替えて第10条第1項の規定を適用する場合は、利用者は、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 (略)

(原状回復義務)

第16条 (略)

(損害賠償)

第17条 (略)

(委任)

第18条 (略)

別表(第10条、第15条関係)

お茶の淹れ方教室	300円/人
うれしの温泉茶染め体験	1,500円/人
茶摘み体験	600円/人
釜炒り体験	1,000円/人
茶摘み・釜炒り体験	1,500円/人

備考 消費税及び地方消費税を含む。

	器1台当たり)	／日
冷暖房使用料(体験室・研修室)		110円
		／時間
交流館前一括使用(500		5,500
広場	㎡ごと)	0円/日
	店舗として使用	1,650円/店舗

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない場合の利用時間は、1時間とする。
- 3 「一括使用」とは、うれしの茶交流館駐車場を除く広場(最大2,000㎡)を使用する場合をいう。連続して使用することができる日数は最長3日までとし、その場合の使用料は1日分の使用料の150%を上限とする。使用面積が500㎡以下の場合も、使用料は500㎡分とする。
- 4 「店舗として使用」とは、おおむね10㎡以下で店舗として使用する場合をいう。
- 5 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、この端数を切り上げる。





